

アメリカ及びカナダの農業経営安定対策をめぐる最近の動向

吉井邦恒

1 アメリカの農業経営安定対策をめぐる動向

(1) 農業・農家経済の状況

2008会計年度の財政赤字が4600億ドルに達する等アメリカの連邦政府の財政事情は悪化を続けている。これを受けて、オバマ大統領の2010年度会計予算では、農業関係予算に関して、販売額50万ドル以上の農業者に対する直接支払いを3年間で段階的に廃止するとともに、農産物プログラムからの支払限度を25万ドルに設定する等の提案が行われた。

農産物価格は、2008年中頃をピークに低下してきているが、高騰前の2006年と比べると、かなり高い水準を維持している。このため、価格低下に対応して発動されるタイプのプログラムに関する政府支払いは、綿花等を除き、主要農産物には行われていない。

(2) 2008年農業法と農業経営安定対策

2008年農業法 (Food, Conservation, and Energy Act of 2008) は、2度の大統領拒否権発動を覆して、2008年6月18日に成立した。2008年農業法では、栄養、環境保全等のプログラムが拡大される一方で、その財源対策として農産物プログラム等の政府助成の見直しが議論の中心となった。結果的には、2002年農業法の手厚い保護プログラムが維持されるとともに、新しいリスク管理プログラムとして、次に掲げるACRE (Average Crop Revenue Election) やSURE (Supplemental Revenue Assistance) が導入されたが、政府支払いの受給資格の厳格化も図られた。

① ACRE

ACREは収入変動対応型支払いで、当該州の過去5中3年平均収量に過去2年の全国平均販売価格を乗じて得られる州ベースの収入額の90%を保証する制度である。支払いを受けるためには、州ベースと農家ベースの両方で収入が減少するという発動要件がクリアされる必要がある。ACREを選択すると、直接支払いが20%減額され、ローンレートも30%引き下げて適用されるほか、従来の価格変動対応型支払い (CCP) には加入できない。ACREへの加入は、2009年度以降選択可能だが、一度加入を選択すると2008年農業法期間中は変更できない。

なお、ACREの加入に関して、農務省による加入手続きの公表が遅れており、加入申請期間が延長された。各州立大学の研究者やACRE支持団体は、ACREのコストとベネフィットを比較すれば、とうもろこし、大豆、小麦については、絶対に加入すべきと主張している。しかしながら、農業者は、ACREに加入するために必要な収量データ等を入手し整理する事務の分量やその煩雑さに懸念を表明している。

② SURE

SUREは、農家単位でみた自然災害による収入減少の一部を補てんする制度である。SUREの対象となるのは、農務長官が宣言した「災害郡」で営農し、生産量の減少や品質低下による損失を受けた者、または天候不順により平年生産量の50%以上の損害を受けた者であって、農業保険に加入している者である。SUREが適用されると、保証額から全作物からの総収入額を控除した額の60%が被災農業者に支払われる。

(3) 政府支払いの予測

FAPRI (Food and Agricultural Policy Research Institute) から、農産物プログラムに関する政府支払いの予測が公表された。農産物価格が今後も現行水準と同じかやや高い水準を維持すると予測されることから、直接支払いとACREが主となる見通しの下に、ACREの支払い可能性に焦点を当てた計測が行われた。それによると、予想受取額から直接支払い20%相当額を引いたACREからの純便益は、2009年度から2012年度までの平均でみると、とうもろこし、大豆、小麦及び米ではプラスであり、綿花ではマイナスとなった。その結果5作物合計のACRE支払額は、2009年度で23億ドル程度と最大となるが、その後2012年度までは15億ドル以下にとどまる。その結果、農産物プログラムに関する政府支払いは100億ドルをかなり割り込む低い水準で推移すると予測されている。

2 カナダの農業経営安定対策をめぐる動向

これまでの農業政策は、2003年から2008年までのAPF (Agricultural Policy Framework) に基づいて実施されてきたが、2009年度から5年間は、Growing Forwardの枠組みの下で、カナダの農業政策は遂行される。Growing Forwardの対象政策分野は、APFと同様に、食品安全・品質、科学・技術革新、再生、環境及び農業リスク管理の5分野であるが、Growing Forwardでは、連邦が全国的に行うもの、州が独自に行うもの、連邦と州が共同で行うものが区別され、各州との協定でそれぞれ明記される。

農業経営安定対策については、APFの下で実施されたCAIS (Canadian Agricultural Income Stabilization Program) に対する多数の農業者からの強い不満に対応するため、Growing Forwardへの移行に先駆けて、2008年4月から新しい農業リスク管理プログラムが前倒しで実施されている。新しいプログラムは、AgriInvest (わずかな所得の減少に対応し、リスク緩和・投資を支援するための口座への積立制度)、AgriStability (大幅な所得の低下に対応するためのマージンに基づく政府支払い)、AgriInsurance (現行の生産保険を移行したもの) 及びAgriRecovery (緊急的な災害等への対応) の組合せとなっている。